

熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部の 施行期日を定める規則の制定について

1 報告の経緯

熊本県行政文書等の管理に関する条例は平成 23 年に制定し、知事部局等の実施機関においては平成 24 年 4 月 1 日に本格施行されているが、熊本県行政文書等の管理に関する条例附則第 1 項第 2 号において、公安委員会及び警察本部長に関する部分の規定については施行が猶予されており、「公布の日から起算して 4 年を超えない範囲内において規則で定める日」とされている。

平成 27 年 1 月 1 日から、公安委員会及び警察本部長において熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成 23 年熊本県条例第 11 号。以下「条例」という。）に基づき行政文書の管理を行うことが決定しており、条例附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日を定める必要がある。

平成 26 年 7 月 18 日開催の平成 26 年度第 1 回行政文書等管理委員会において、公安委員会及び警察本部においては平成 27 年 1 月 1 日に条例施行するという趣旨で先に規則を制定し、次回の管理委員会で報告する必要があることを報告していた。このたび施行期日を定める規則を制定したため、今回の委員会に事後報告するもの。

（平成 26 年 11 月 21 日付けで規則制定。）

2 平成 26 年 11 月 21 日付け規則制定の内容

今回の制定は、熊本県行政文書等の管理に関する条例附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日を、平成 27 年 1 月 1 日とするもの。

3 制定した規則

資料 9 - 2 「熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則」
のとおり